平成２７年（フ）第２７９号
山梨県甲府市後屋町312番地１　後屋ガーデンプレイス　２Ａ
債務者　内田　賢一
１　決定年月日時　平成28年１月７日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　關野　文士
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月15日午後２時
５　免責意見申述期間　平成28年３月７日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２９６号
山梨県甲斐市長塚825番地　ハイツ長嶋Ｎ－106、前住所山梨県甲斐市名取457番地12
債務者　風間　哲夫
１　決定年月日時　平成28年１月６日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　池田　理恵
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月15日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成28年３月７日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第４２２号
大阪府和泉市府中町８丁目３番28―301号
債務者　田中　淳志
１　決定年月日時　平成28年１月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　溝渕　雅男
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月14日午後２時30分
５　免責意見申述期間　平成28年３月７日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第３０３号
福岡県中間市岩瀬西町22番20号
債務者　冨士田長文
１　決定年月日時　平成28年１月７日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　菊池　研太
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月14日午前11時30分
５　免責意見申述期間　平成28年３月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第６２９号
北九州市小倉南区志徳１丁目１番33―204号
債務者　森永　　彰
１　決定年月日時　平成28年１月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　尾上　　翔
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月24日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成28年３月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第６５４号
熊本県八代市松崎町534番地２（103）
債務者　大岩　賢悟
１　決定年月日時　平成28年１月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　原田　信輔
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月８日午後２時
５　免責意見申述期間　平成28年３月７日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第３５６号
大分市今津留３丁目７番５号（コーポ小野201）
債務者　神﨑　奈美
１　決定年月日時　平成28年１月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　宇都宮　妙
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月14日午後２時
５　免責意見申述期間　平成28年３月７日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第３７２号
大分県別府市大字北石垣1278番地の１　豊松園アパート10号
債務者　大場　健史
１　決定年月日時　平成28年１月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　今朝丸　貴
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月14日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成28年３月７日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第３３３７号
大阪市住吉区我孫子５丁目７番１―502号
債務者　松本　　満（旧姓西野）
１　決定年月日時　平成28年１月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４６５８号
大阪府茨木市沢良宜西２丁目13番16号　サンハイツ沢良宜西　102号
債務者　西岡小夜子
１　決定年月日時　平成28年１月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５０１７号
大阪府守口市南寺方東通２丁目11番９―308号
債務者　永田　正博
１　決定年月日時　平成28年１月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５０６５号
大阪府大東市緑が丘２丁目９番19号
債務者　山下　美香
１　決定年月日時　平成28年１月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５１５４号
大阪府高槻市庄所町15番６号
債務者　藤原　悠花
１　決定年月日時　平成28年１月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５１７０号
大阪府箕面市桜井３丁目10番16号
債務者　アロンジェこと　岸本　　仁
１　決定年月日時　平成28年１月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５１９０号
大阪府吹田市五月が丘東７番30号
債務者　天野　友隆
１　決定年月日時　平成28年１月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５２１４号
大阪市旭区大宮１丁目14番４―302号
債務者　粕井　照子
１　決定年月日時　平成28年１月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５２８１号
大阪市港区磯路２丁目19番21号　メゾンＴＯＡ　301号
債務者　川﨑　　顯
１　決定年月日時　平成28年１月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部